

保 護 者 殿

宜野湾市立嘉数小学校
校 長 金城 美奈子
〔公印省略〕

受診結果報告書の提出について

集団生活を行う学校では児童生徒の集団感染を防ぐため、学校保健安全法により下記のような病気を学校感染症と定め、出席停止の期間が決められています。本人のためにも、そして他の人にうつさないためにもきちんと休んで下さい。休んだ期間は欠席扱いにはなりません。

ただし、再登校するときは感染のおそれがないという証明書(登校許可書又は治癒証明書)が必要となります。しかし病院でもらう証明書は有料のため、保護者の負担を考え学校のほうで下記の受診報告書を準備しました。受診報告書を保護者が記入し、完全に治りましたと責任を持って提出くだされば病院からの証明書に代えるものとしたいと思います。

出席停止後の再登校の時は、受診報告書の提出をよろしくお願いします。

主な学校感染症の出席停止期間	
麻疹（はしか）・・・	解熱した(熱がさがった)後 3 日を経過するまで
風疹(3 日はしか)・・・	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)・・・	すべての発疹が痂皮化するまで(かさぶたになるまで)
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・・・	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹(はれ)が出現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
百日咳・・・・・・・・・・	特有の咳が消失するまで。または、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
咽頭結膜熱(プール熱)・・・	主症状が消退した後 2 日経過するまで
流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・・・	感染のおそれなくなるまで

学校長 殿

受診結果報告書

嘉数小学校 年 組 氏名

月 日()病院受診の結果、病名()と診断されました。

出席停止の期間は (月 日～ 月 日まで)

・発症した日	(月 日)	(熱 ℃)
・平熱に戻った日	(月 日)	
・その他の症状	()	

※出席停止期間を厳守し、完治しましたので登校させます。

令和 年 月 日 保護者氏名